

## 鳥取県優良下請負業者表彰要領

### 第1 目的

鳥取県が発注した工事について、元請負業者と協力して他の模範となる優良な工事施工に貢献した下請負業者を表彰することにより、その社会的評価を高めることで意欲や技術力の更なる向上につなげ、適正な元請下請関係の構築により、建設業界全体の良好な施工環境の確保を図り、工事の品質向上に資することを目的とする。

### 第2 推薦

優良工事表彰を土木一般部門において受賞することが決定した元請負業者は、当該工事において第3に該当する下請負業者を有する場合は、優良工事表彰が決定した日の翌日から起算して14日以内(土日祝日含む。)に、優良下請負業者表彰推薦書(様式1号)を発注機関の長へ提出することができる。

ただし、推薦数は工事1件につき1者とする。

### 第3 表彰の対象

次の各号のいずれにも該当する業者とする。

- (1) 優良工事表彰となる工事の下請負業者。ただし、元請負業者が土木一般部門において受賞した工事に限る。
- (2) 県内に本店を有する建設業者。
- (3) 下請負金額が500万円以上の建設工事に係る1次下請負業者。
- (4) 下請負金額の7割以上に相当する工程を自社施工、管理した下請負業者。
- (5) 下請報告がなされていること。
- (6) 優良工事表彰を受賞した工事への施工に関する貢献度が明確であり、第4で定める選考基準について、その事実関係を工事書類等で確認できること。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する下請負業者は、表彰の対象としない。

- (1) 前年度に完成した鳥取県発注工事において、元請業者として工事成績評定点が70点未満の工事があった下請負業者。
- (2) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分を受けた業者、若しくは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置又は文書警告を受けた下請負業者。
- (3) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった下請負業者。

### 第4 選考基準

次の各項目のいずれかに該当するもので、元請負業者と協力して他の模範として推奨すべき業績があったと認められるもの。

項 目	他の模範として推奨すべき業績
1 施工状況 (安全対策・対外関係)	安全対策、対外関係を徹底し、建設労働災害、公衆災害の防止に係る取組が顕著、または、地域住民等と積極的な協調を図る等、建設事業のイメージアップに貢献した。
2 出来形及び出来ばえ	工事目的物の優れた出来形、出来ばえに顕著な貢献があった。
3 工事特性 (施工条件等への対応)	構造物の特殊性、厳しい地盤条件等、難度の高い条件に対して適切に対応し、工事の円滑な遂行に顕著な貢献を果たした。
4 創意工夫	業者の工夫やノウハウ、新技術導入等を積極的に行い、顕著な便益があった。

## 第5 表彰の決定

発注機関の長は、推薦された下請負業者が表彰に相応しいことを確認の上、優良下請負業者表彰選考基準調書(様式2号)により県土整備部長に提出し、県土整備部長は被表彰者を選定して各所管部長に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設置する優良建設工事審査会が、優良下請負業者とすることが適当でないと認めるときは、優良下請負業者としないことができる。

3 各所管部長は、県土整備部長の選定結果を受けて被表彰者を決定し、表彰する。

## 第6 表彰の取消し

各所管部長は、被表彰者が表彰年度内に第3第2項で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該表彰を取り消す。

## 第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

## 附 則

平成30年度における表彰対象下請負業者については、第3第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、平成30年4月1日から表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分、若しくは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置又は文書警告を受けた、その他不適当な事項があった場合は表彰の対象としないこととする。

## 附 則

この要領は、平成30年9月18日から施行する。